

農業経営 収入保険 制度

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下も含めた収入減少を補てんする収入保険制度が、平成31年から始まります。



基本的な考え方

従来のNOSAI制度

- 自然災害による減収を対象とし、価格低下等は対象外
- 対象品目は収量を確認できるものに限られ、加入単位も品目ごとになっており農業経営全体をカバーできない



新しい収入保険制度

- 価格低下も含めた収入減少を補填
- 全ての農業経営品目を対象
- 農業経営全体として加入

従来のNOSAI制度

(従来の制度も見直しを行い残っていきます)

具体的な仕組み

(※ 内容は今後変わることがあります。)

対象者

青色申告が加入要件

青色申告を行う農業者（個人・法人）を対象とします。

青色申告を5年間継続している農業者を基本としますが、これから青色申告をする人や新規就農者などの対応として加入申請時に1年分の実績があれば加入できます。

ただし、補償限度額は5年間実績がある場合より低く設定されます。(実績が5年になるまで、徐々に引き上げられます)

対象収入

全ての品目が対象

- ・ 農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体を対象とします。
- ・ 「所得」ではなく「収入」を対象とします。(=経費は対象外)
- ・ 農産物の加工品は販売収入に含めません。
ただし、精米、荒茶など税法上農業所得として取り扱われているものは農産物に含めます。(右表)
- ・ 自ら生産した農産物を加工する場合は、農産物を加工原料用として販売したとみなした代金を農産物の販売収入に含めます。(事業消費)
- ・ 在庫も農産物の販売収入に含めます。
- ・ 補助金は販売収入に含めません。ただしコスト割れを補てんする畑作物の直接交付金、甘味資源作物交付金等の数量払いについては販売収入に含めます。

所得税法上農業所得として扱われているものの例

■ 精米、もち	■ 畳表
■ 荒茶、仕上げ茶 (乾燥、選別まで)	■ 干し柿
■ 梅干し(白干し)	■ 干しシイタケ
	■ 牛乳など

対象要因

収量減少以外の価格低下などにも対応

自然災害による収入減少に加え価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とします。捨て作りや意図的な安売りは補償対象外とします。

補償内容

基準収入の最高9割を補償

基準収入

補てんの基準となる**基準収入**は、農業者ごとの**過去5年間の平均収入を基本**とし、経営規模の拡大や縮小など当年の営農計画等も考慮して設定されます。

補償限度額・支払率

当年の収入が基準収入の9割水準（**補償限度額**）を下回った場合に、下回った額の9割（**支払率**）の補てん金を支払います。

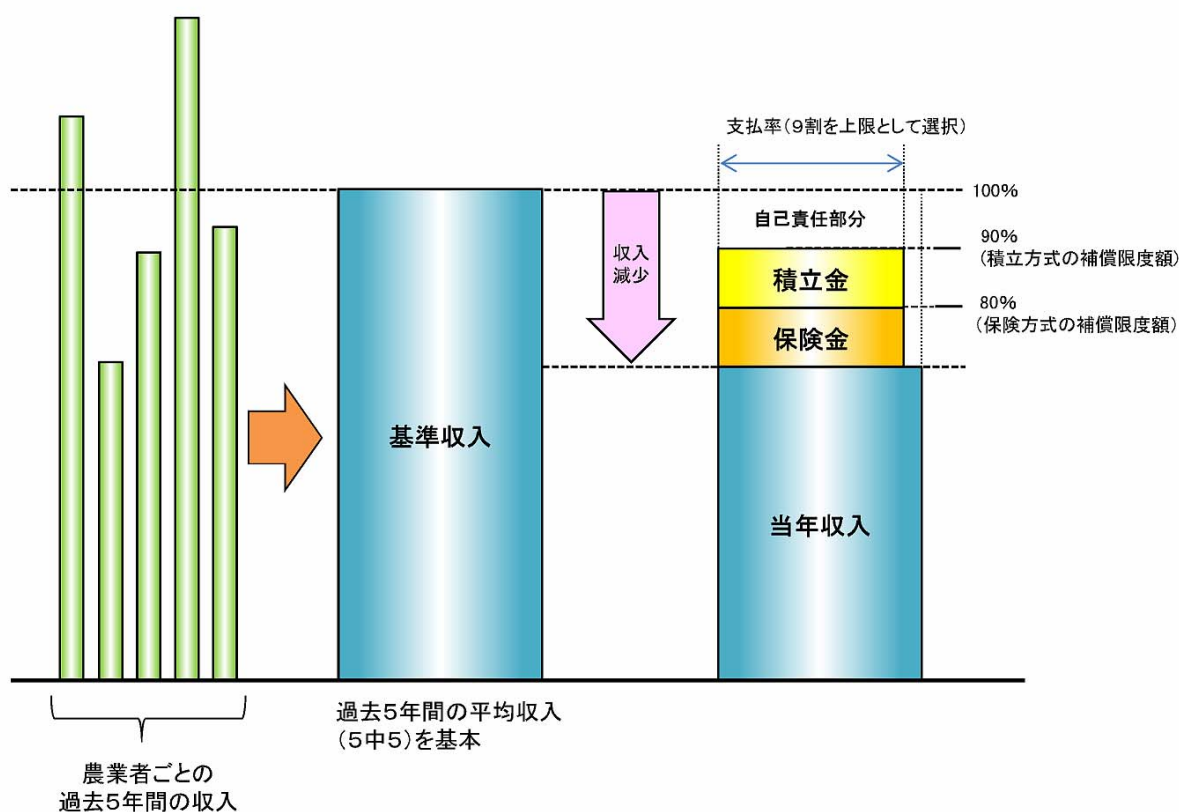
補償限度額と支払率は複数の割合から農業者が選択できます。

補てん方式

保険料が経営の負担にならないようにするため「**掛捨ての保険方式**」と「**掛捨てとしない積立方式**」の組み合わせとすることを基本とします。

積立方式にも加入するかどうかは、農業者が選択できます。

5年の青色申告実績があり、補償限度9割（保険方式+積立方式）を選択した場合の基準収入・補償限度額・支払率のイメージ



保険料・積立金・補てん金

国庫補助で加入しやすく

- ・ **保険料は50%の国庫補助**があります。**保険料率**は、現時点の試算では**1%**です。
(補償限度8割、国庫補助適用後)
- ・ 保険金の支払が多発する者との公平性を保つ為に、危険段階別に料率設定されます。
- ・ **積立金は75%の国庫補助**があり、補てんに使われなければ、翌年に持ち越されます。
- ・ 保険料は必要経費(損金)に算入できます。

○基準収入1,000万円の農業者が、補償限度額9割(8割が保険方式+1割が積立方式) 支払率9割を選択した場合の試算

加入者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円 $(1,000 \text{万円} \times 8 \text{割} \times 9 \text{割} \times 1 \%)$

積立金は、22.5万円 $(1,000 \text{万円} \times 1 \text{割} \times 9 \text{割} \times 25 \%)$

合計 29.7万円 ← 積立をしない場合は、保険料のみの7.2万円となります。

この他に事務手数料が必要となります。(金額は未定です。)

補てん金額

収入減少の程度 (当年の収入)	補てん金の合計	補てん金		補てん金を含めた 当年の収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

加入・支払等のスケジュール

(平成30年秋 加入申請開始の場合)

(個人の場合のイメージ)

平成29年

平成30年

平成31年

平成32年

青色申告の実施

加入申請
(10月~11月)

保険料等の納付
(12月末まで)

収入保険制度の
収入算定期間
(1月~12月)

確定申告(3月)

保険金等の
請求・支払
(3月~6月)



法人の場合は、会計期間により申請時期が異なります。

損害の発生から支払いまでの間の資金繰りに対応するため、使いやすい無利子の融資を実施。

類似制度との関係

いずれかを選択して加入

収入減少を補てんする機能を有する類似制度との関係は、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に適した制度を利用できるように**選択加入**とします。

- ・ 農業共済（※）
- ・ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
- ・ 野菜価格安定制度
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険制度とどちらか一方を選択して加入します。

※ 固定資産の損失を補てんするもの〔家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済、果樹共済（樹体共済）〕及び、診療費を補てんするもの〔家畜共済（病傷共済）〕を除く。

ただし、収入減少だけでなくコスト増も補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業等の対象である**肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵**については**収入保険制度の対象としません。**

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）
- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策



左記の畜産品目と複合経営を行っている場合、他の品目部分のみ収入保険制度に加入できます。

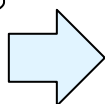
青色申告を始めましょう

3月15日までに申請を

- ・ 青色申告特別控除や青色事業専従者給与の必要経費算入、損失の繰越しと繰戻しなど**税制上の特典がたくさんあります。**
- ・ 青色申告は、自分の経営状況を客観的につかむための重要なツールです。

青色申告をしてない方は、この機会に、**青色申告に取り組んでみましょう。**

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、始める年の3月15日までに、最寄りの税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年の所得から青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2月～3月）。

お問い合わせは、香川県農業共済組合 収入保険課（087-899-8977）まで。

備えの種をまこう。